

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年沖縄県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項を次のように改める。

- 2 法第55条第2項の規定による書類の提出は、助成金の支給を行った後、遅滞なく、規則で定める提出書を知事に提出して行わなければならない。

第23条（見出しを含む。）中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第24条（見出しを含む。）及び第25条中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号。次項において「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正法附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定特定非営利活動法人等による海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の提出については、改正後の第21条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成28年11月29日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

特定非営利活動促進法の一部が改正されることに伴い、認定特定非営利活動法人等の書類の提出に係る規定を整備するとともに、仮認定特定非営利活動法人の名称を特例認定特定非営利活動法人に改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。